

# 南蒲生浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA事業） 質問回答書

## 【基本事項（国交付金・参加資格・スケジュール）に関わるもの】

No.	質問	回答
1	「国交付金上限額（想定）：268,131,000円」を超える場合、国交付金の増額が可能でしょうか。	国交付金の上限額の変更は、国との再協議を要する事項であるため、「国交付金上限額（想定）：268,131,000円」を上限として、PPA単価等を提示してください。
2	補助金の完了実績報告は、仙台市が実施するとの認識でよろしいでしょうか。また、補助金の対象は、太陽光発電設備は1/2、自営線敷設は2/3が交付される前提としておりますが、補助金対象経費の例もしくは対象外経費の例を具体的にご教示ください。	本事業は、国の交付金を活用した間接補助事業を想定しているため、実績報告書の提出については、PPA事業者→仙台市、仙台市→国のそれぞれが行うこととなります。補助金の交付要件については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」をご参照ください。例えば、土地造成費は交付対象外となります。
3	特高受変電設備の改造費について、補助率は1/2あるいは2/3どちらになるのでしょうか。	補助率は1/2を想定しております。
4	「当該事業者と事業化に向けた協定を締結」とありますが、協定締結後に事業契約や電力供給契約等が協議の後に締結されると考えてよろしいでしょうか。協定・契約等の締結ステップと概ねのスケジュールをご教示ください。また、交付金申請の流れとの関連についてもご教示ください。（募集要項P10 12.協定の締結）	協定締結後の流れは以下を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年夏頃まで 協定締結</li> <li>・令和7年9月頃 複数年事業承認</li> <li>・令和8年4月 交付申請・交付決定</li> <li>・令和9年1月まで 施工完了</li> <li>・令和9年2月頃 実績完了報告</li> <li>・令和9年3月まで 交付額支払、電力供給契約締結</li> </ul>
5	「事業者に対して、本市から補助金を交付する」とありますが、資金調達とも関連しますので、交付申請の時期、交付決定と交付実施の時期について現状での見直しをご教示ください。（募集要項P1 (1)基本事項⑥）	本事業に係る補助金の交付申請手続きは令和8年度（交付申請可能時期は令和8年4月以降）を想定しています。工事完了後、実績報告を経て、令和9年3月までに補助金を交付する予定です。
6	公募スケジュールが示されていますが、審査結果後の概略のスケジュールとイベントをご教示ください。例えば、基本協定、事業契約、電力供給契約等のステップの概要とその目安の時期などについてご教示ください。（募集要項P1 4.公募スケジュール）	事業実施予定者の選定後、詳細を協議の上、仕様を確定し、令和7年度の早期に協定を締結する予定です。その後、令和8年度の工事完了後に電力供給契約を締結する予定です。
7	審査結果通知後のスケジュールとして、2025年4月より地盤調査・工事準備に着手して問題ないでしょうか。（公募スケジュールについて）	仕様確定後、本市と協定を締結し次第、地盤調査等に着手することは可能です。
8	「複数の法人によって構成された共同事業者」とありますが、本事業の実施にあたって共同事業の形態は事業者の判断による形態で組成するという点でよろしいでしょうか。（募集要項P2 5. (1)事業者の構成①）	事業者の判断となります。
9	質問に関する回答後に、回答の内容に関連して再質問することは可能でしょうか。（募集要項P1 4.公募スケジュール）	再質問の予定はありません。質問について、回答内容の補足説明が必要な場合は、本市より随時お知らせします。
10	「本市ホームページに掲載する」とありますが、提案者すべての質問が掲載されると考えてよろしいでしょうか。質問に関する回答後に、回答の内容に関連して再質問することは可能でしょうか。（募集要項P7 9.質問の受付及び回答 (3)）	必要に応じて、同趣旨の質問を整理・統合したうえで、すべての質問とその回答を掲載します。また、再質問は認めておりません。

【企画提案等に関わるもの】

No.	質問	回答
11	事業実施内容、事業実施体制は任意書式とのことですが、提案書の枚数に関する制限はないとしてよろしいでしょうか。（募集要項P4 8. (3) ②、③）	制限はありません。
12	「代表事業者名、構成関連事業者名を示し」とありますが、副本12部は黒塗り等で対応するという理解でよろしいでしょうか。または、社名は記載せず、「代表事業者」「協力会社」等の記載が望ましいでしょうか。その他の提案書内の表現についても正本、副本とも特定できる表現は避けたほうがよろしいでしょうか。（募集要項P4 8. (4) ③ (ア)）	正本は黒塗り不要です。副本はその他の提案書を含めて、代表事業者及び協力会社（提案者の特定につながるもの）等の記載を黒塗り等で対応してください。
13	「本市内の中小企業の活用（予定を含む）について提案すること」とありますが、中小企業の具体的な法人名などを記載することが必要でしょうか。活用する業務内容の記載を記載した事業実施体制の記載でよろしいでしょうか。（募集要項P6 8. (4) ③ (ウ)）	企画提案書においては、具体的な中小企業が決まっていれば法人名を記載してください。また、事業実施体制についても、同様の考え方で記載してください。
14	市内中小企業の活用に関し、市内中小企業に該当する諸条件をご教示ください。	市内中小企業の諸条件は、中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法第2条第1項に基づいておりますので、御参照ください。
15	市内中小企業の活用の提案とは、資材調達先や施工会社、協力会社の営業所等の拠点が仙台市内に設けられていることで問題ないでしょうか。（募集要項P4 8. (4)）	No. 14と同様に中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法第2条第1項を御参照ください。
16	類似業務の実績とありますが、類似業務との判断は提案者判断としてよろしいでしょうか。貴市で想定される類似業務の内容が御座いましたらご教示ください。なお、公共インフラ施設を対象としたPPA事業の実績については、事業期間が長期に渡るため、契約実績でもよろしいでしょうか。（募集要項P4 8. (4) ①）	類似実績の判断は、提案者判断としてください。
17	「記載されている容量1,959kW（直流）」とありますが、過積載率などを考慮したパワーコンディショナー（PCS）（交流）は特に基準値はないと考えてよろしいでしょうか。（募集要項P5 8. (4) ② (イ)）	基準値はありませんが、パワーコンディショナーの容量についても提案書に記載してください。
18	「記載されている容量1,959kW」とありますが、募集要項P5 ②事業実施の実施内容 (イ) 同様に直流ベースとしてよろしいでしょうか。過積載率などを考慮したパワーコンディショナー（PCS）（交流）は特に基準値はないと考えてよろしいでしょうか。（仕様書P3 4. (2) ①）	募集要項に記載の「1,959kW」は直流ベースです。交流ベースの基準はありませんが、パワーコンディショナーの容量についても提案書に記載して下さい。
19	太陽光発電設備の容量の目安が1,959kW（直流）となっておりますが、これはパワーコンディショナー出力ではなく、パネル出力ベースという認識で間違いないでしょうか。	パネル出力（直流）ベースとなります。
20	「別紙1「設備導入予定地」に発電設備を設置する場合には」とありますが、別紙1「設備導入予定地」のいずれの場所に設置するのかは、活用しない予定地があることも考えられることから、提案者の判断としてよろしいでしょうか。（募集要項P5 8. (4) ① (エ)）	提案者の判断としてください。
21	「1年間の発電電力量の算出」について、パネルの出力低下等を考慮した20年間の電力量を20年で割り戻した場合とあるが、割り戻しではなくパネル劣化等を考慮した1年毎の発電量とすることは可能でしょうか。	企画提案の評価は、パネルの出力低下等を考慮した20年間の電力量を20年で割り戻した数値で比較します。内訳として、パネル劣化等を考慮した1年毎の発電量を提出することは可能です。

No.	質問	回答
22	「特定負荷への供給の有無」とありますが、停電時の対象となる特定負荷については提供可能資料に示されていますでしょうか。または、対象となる特定負荷リストを提供いただけないでしょうか。募集要項P5、68. (4) (オ)	具体的なリスト等、提供できるものではありません。停電時の対応については、現段階の想定でご提案願います。
23	停電時の利用可否に関する記載がありますが、蓄電池等の設置は加点評価の対象となりますでしょうか。(募集要項P4 8. (4))	蓄電池の設置は、評価基準の「⑦その他独自提案」として評価しますが、本事業では補助金の対象としておりません。
24	2・目に「提案上限額の中で提案内容を実現」とありますが、ここでいう「提案上限額」とは、別途、貴市から提示される「上限額」でしょうか。この場合、「提案上限額」の示される時期を教えてください。(募集要項P6 8. (4) ② (カ) 及び 募集要項P6, 7 8. (5))	提案上限額は、国交付金上限額 (想定: 268, 131, 000円) と同義です。
25	本事業の稼働開始後を目途に再エネ電力メニューに切り替えるとのことですが、現時点で具体的な電力会社名、メニュー名の想定があればご教示ください。	入札等の電力契約締結前であるため、具体的な電力会社名・メニュー名については、現時点では未定です。
26	採点基準があればご教示願います。また、現状単価を上回る提案の場合でも、提案は可能でしょうか。(募集要項P8 11. (3) ③)	募集要項P8. 11(3)評価基準に基づき、採点します。現状単価を上回る提案については可能ですが、募集要項P6. 8(4)②(カ)により「(略)最大限電気料金が削減できるような提案とすること」を踏まえ御提案ください。
27	企画提案書を抜粋、編集した資料(パワーポイント等)での説明は可能でしょうか。(募集要項P8. 11. (2))	ヒアリング審査において、パワーポイントでプレゼンテーションを行うことは可能ですが、企画提案書に記載のない内容を盛り込むことはできません。
28	ヒアリングに際して企画提案書とは別に企画提案書と同内容のパワーポイントなどを活用することは可能でしょうか。この場合、パソコンの電源、プロジェクターやスクリーンなどを利用させていただくことは可能でしょうか。(募集要項P8. 11. (2))	No. 27と同様です。 電源とモニター、HDMIケーブルは本市で準備いたします。
29	ヒアリング審査にて、提案書の内容を整理したパワーポイントスライドを投影して口頭説明することは可能でしょうか。	No. 27と同様です。
30	優先交渉権獲得後の詳細協議で判明した事象(提案時にはわからなかったこと)による条件変更は、別途協議の上で可能と考えてよろしいでしょうか。	原則として企画提案の内容に沿って実施いただくこととなりますが、提案時には想定し得なかった事由の発生等により、やむを得ない場合に限り、条件変更・辞退することは可能です。
31	優先交渉権獲得後の詳細協議が整わなかった場合は、辞退可能でしょうか。	No. 30と同様です。

#### 【設備の施工に関わるもの】

No.	質問	回答
32	太陽光発電設備の設置者(=仙台市)と所有者(=事業者)が異なる場合、電気事業法の解釈として、産業保安監督部では「自家発自家消費」または「同一構内での電力供給」のどちらの供給形態として、ご判断されているのか確認済でしょうか。	産業保安監督部に確認はしていませんが、本事業においては、太陽光発電設備の設置者および所有者はPPA事業者となるため、供給形態は「同一構内での電力供給」とであると認識しています。
33	通常予期できない事象による商品納期の遅れ、物価変動等が発生した場合、別途協議の上、条件変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 30と同様です。
34	「発電設備の調達にあたり(以下略)遵守すること」とありますが、特に遵守を示す書面は必要ないとしてよろしいでしょうか。(仕様書P3 5. (1) ③)	書面としては提出の必要はありませんが、対応内容について確認させていただく場合があります。
35	太陽電池モジュール等について、着工前までに廃番となる可能性もあることから、事業者選定後以降、手配可能な型式に変更しても問題ないでしょうか。(仕様書P3 5. (1))	仕様書P3. 5(1)①～④を満たすものであれば変更可能です。

No.	質問	回答
36	<p>当該地区は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域に該当し、500㎡超えは許可対象になると思われませんが、盛土された土地を均す場合に、盛土規制法は適用されませんか。（仕様書P3 5.）</p> <p>【参考】宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について   仙台市</p>	<p>先に提供した「資料提供等依頼に関する回答書」P3に記載の通り、宅地造成等工事規制区域外ですが、本市では令和7年5月23日（予定）より盛土規制法の運用がはじまり、対象施設が宅地造成等工事区域になります。運用開始日以降に盛土された土地を均す等の一定規模以上の土地の改変時は、盛土規制法に基づく、届出が必要となる場合があります。</p>
37	<p>「残置された盛土の処理を含めて最適な工法を記載すること」とありますが、現時点で、設備導入予定地は土壌汚染対策法に該当しておりますでしょうか。また、本事業では、地質調査（ボーリング調査）は実施せず、地盤調査のみの実施で問題ないでしょうか。（募集要項P4 8.（4））</p>	<p>先に提供した「資料提供等依頼に関する回答書」P3に記載の通り、一定規模以上の土地の改変時は、土壌汚染対策法に基づく届出が必要となる場合があります。また、調査内容については事業者の判断になります。</p>
38	<p>「残置された盛土の処理を含めて最適な工法を記載すること」とありますが、事業者選定後に地盤調査を実施することを想定しております。</p> <p>本事業は、地盤調査結果により太陽光発電設備の設計および費用が大きく変動することが予想されますが、事業者選定後においてPPA単価を協議することは可能でしょうか。</p> <p>または、予見不可能な設計変更が生じた場合、PPA単価を変更せず、設計変更後の工事費差額相当分を別契約（外だし）として負担協議に応じていただくことは可能でしょうか。（募集要項P4 8.（4））</p>	<p>提供した資料を基に、現地調査を行ってください。その上で、予見不可能な設計変更が生じた場合は、協議させていただきます。なお、原則として、企画提案書に記載のPPA単価で事業を実施させていただきます。</p>
39	<p>・ 事業者決定後に行う地質調査結果が、提案時に貴県から受領した「土質調査報告書」の内容と差異があり、提案時の仕様から変更が生じて設置費用が増加した際は、別紙2「予想されるリスクと責任分担」における、「不可抗力」に該当すると整理し、提案単価の変更等について協議できる理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・ また、当該協議が整わなかった際は、事業者はペナルティなしで事業から撤退できるものとし、それまで合理的に発生した各種費用（調査・設計・施工）は、市に請求可能との整理でよろしいでしょうか。</p>	<p>土質調査報告書に係る不可抗力の該当性については、差異の内容を踏まえたうえで判断・協議させていただきます。</p> <p>また、協議が整わなかった場合のそれまでに発生した費用については、事業者の負担とします。</p>
40	<p>該当土地の埋設物の有無がわかる図面等を共有頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>当該土地には、埋設物はありません。</p>
41	<p>設備導入予定地3箇所について、埋設物があるかどうかご教示ください。また、盛土以外にも残置物が出てきた場合の処理費用は本事業費に含むかもご教示ください。</p>	<p>No. 40と同様です。残置埋設物が発生した場合は、協議させていただきます。</p>
42	<p>現地説明会の際、設備導入予定地②には構造物（旧水処理設備）が埋設されている可能性があるとのことでしたが、埋設物に関する資料はご提供いただけますでしょうか。</p> <p>また、設備導入予定地①および③について、関係資料がありましたらご提供いただけますと幸いです。</p> <p>・ 既設太陽光発電設備を含めた系統連系申請が必要となりますが、既設太陽光発電設備に関する資料（設計図、制御や設定値に係る資料）は、ご提供いただけますでしょうか。</p> <p>・ 各種図面のCADデータはご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>・ No. 40と同様です。改めて用地所有者に確認したところ、埋設物はありません。</p> <p>・ 既設太陽光発電設備に関する資料は、No. 122と同様に電子データを提供いたします。</p> <p>・ CADデータは提供できません。</p>

No.	質問	回答
43	南蒲生浄化センター様南側・北側については元焼却場の埋設配管があるかと存じます。そちらの配管のルートが分かる図面を頂く事は可能でしょうか。スクリー杭を使用して太陽光を設置する場合、杭と配管が干渉してしまう恐れがございますので、図面が無い場合は大体の位置だけでもご教示いただけないでしょうか。	当該施設敷地内に焼却場があったという認識はありません。このため、埋設物配管の図面等はなく、位置についても不明です。
44	仮設電気、水道、トイレ等は無償貸与いただけますでしょうか。	無償貸与は不可となります。PPA事業者において設置等を行ってください。
45	重機や搬入トラックが通行可能な通路（制限重量含む）を図で示して頂けないでしょうか。	舗装の範囲内であれば原則通行可能です。なお、他事業との調整に通行が出来ない期間があります。詳細（制限重量含む）は、協定締結後に事業者と協議させていただきます。
46	敷地内で現場事務所を設置してよろしいでしょうか。	設置可能ですが、詳細な場所については施設管理者との協議により決定することとします。
47	工事期間中の入退室の時間および作業可能時間に制限はあるか。また、ある場合は具体的な時間を教えて頂けないでしょうか。	原則、作業可能時間は平日8時30分から17時までとします。
48	仙台市が公表している津波ハザードマップの想定津波はL2津波と考えてよいか。また、防波堤があるためL1津波はハザード対象外という認識でよろしいでしょうか。	本市の津波ハザードマップは、宮城県が設定した、L2津波が悪条件下で発生した場合の浸水範囲・水深を基に作成しています。震災後整備された防波堤は、L1津波を防護できるように設計しておりますが、L1津波であっても、地震の規模等に応じて津波注意報や津波警報なども発表され、本市津波避難エリア内に避難指示を発令することが当然想定されることから、L1津波はハザード対象外とはいえません。
49	設置エリア3箇所もしくは近隣の、想定浸水深がお分かりでしたらご教授ください。	以下のURLより洪水浸水想定区域図を御確認ください。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/kouzui-sinsui-shpdate.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/kouzui-sinsui-shpdate.html</a>
50	ハザードマップに関する設計指針はありますでしょうか。当該地域は、津波（～10m）および洪水・内水（～3m）地域に該当するため、当該災害を回避する設計を条件とする等、指針がありましたらご教示ください。（仕様書P3 5.（1）⑦、⑩）	指針はありません。
51	PCSなど電装系の設置は3m以上でよろしいでしょうか。（津波での浸水深は対応しない）（仕様書P3 5.（1）⑦）	設置高さの指定はありません。
52	敷地が海岸線に隣接しており、近くに油化工場があります。腐食対応の参考とさせていただきますので、塩害等の状況を示すサンプルなどがございましたらご教示ください。（仕様書P3 5.（1）⑧）	サンプル等はありませんので、一般的な塩害対策を参考にしてください。必要であれば、現地調査を実施してください。
53	「導入予定地における使用料は発生しない」とありますが、敷地外を含む道路占有料等も発生しない認識でお間違いないでしょうか。（仕様書P2 3.（4））	道路占用に係る費用は発生すると想定しており、費用は以下のとおりです。 ・農道 電柱1本あたり年間1,500円 ・市道 電柱1本あたり年間390円 ただし、送電線の本数等により費用が異なる場合があります。なお、道路占用許可の申請手続きも必要となります。
54	・浄化センター敷地外の設置対象場所については、建柱による自営線での供給とご説明がありました。対象の農道、市道について、道路用地内への建柱が可能でしょうか。あるいは道路脇の用地の活用となり用地所有者との協議が必要でしょうか。現状でのご認識をご教示ください。	敷地外の建柱は、道路用地内を想定しています。建柱に当たっては、用地所有者である農道及び市道の管理者と協議の上、道路占用許可申請を予め行う必要があります。

No.	質問	回答
55	その他 令和7年1月24日に行われた現場説明会における、資料1、見学ルートで示された敷地①（仙台市様所有地）から既存受電設備への接続点までは、公道を経由することとなりますが、そこについての賃料は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。また、同様の資料における②から⑤へのルートも同様に考えてよろしいでしょうか。	①本市所有地～⑤受電設備までの配線ルートについて、No. 53と同様に道路占用に係る費用は発生します。 ②南蒲生浄化センター南側敷地～⑤受電設備までの配線ルートは敷地内であるため、賃料は発生しません。
56	接続点までの自営線敷設について、国有林の横断不可、貞山堀横断以外に、通してはいけない場所などの条件や留意事項があればご教示ください。	対象施設用地については、貞山堀より西側（①南蒲生浄化センター南側敷地から施設入口正門までのルートを除く）は、架空電線による施工は不可となります。東側については、協議により許可できる場合があります。それ以外についてはその土地の管理者と協議願います。
57	配線方法に指定があればご教示いただきたい(電柱を立てて架空配線することは可能でしょうか)。また、水管橋への入線ルートに指定があれば併せてご教示ください。	No. 56と同様です。 対象施設用地については、水管橋内は既設ラックに空きがあり使用可能です。水管橋より西側については、汚泥処理棟の管廊を通り、外部のハンドホールへ接続されています。予備配管は無いため、新たに配管工事が必要となります。東側についても管廊があり、建屋間は管廊により繋がっていますが、管廊内に引き込むルートは新たに施工する必要があります。対象施設用地外については特に指定はありません。
58	「配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルート」とありますが、建柱による架空配線は可能でしょうか。または、保護管による露出配線は可能でしょうか。また、施設内のフェンスを利用してケーブルを敷設することは可能でしょうか。ハンドホールが見受けられましたが、既設の地中配管を利用することは可能でしょうか。（仕様書P5 6. ⑩）	No. 56と同様です。 電力線の露出配線は不可となります。また、原則として予備管は無いため、新たに配管を埋設する工事が必要と考えています。
59	水管橋の管路は使用可能とのことだが、水処理電気室～水管橋までの管路と、水管橋～既存受電設備までの管路も使用可能と考えていて良いかご教示ください。	予備配管が無いため使用できません。
60	既設管廊と特高電気棟間のFEP管は本工事で使用可能な予備配管はありますか。予備配管がある場合は配管の本数とサイズをご教示ください。予備配管が無い場合は配管を新設とさせていただきます。その際に既設管廊と特高電気棟間の道路部分を掘削させていただきます。掘削に伴い、工事期間や日程、時間帯の制限はございますでしょうか。	既設管廊から特高電気室間の配管等は使用できません。掘削の際の日程や時間帯については、協定締結後に協議させていただきます。
61	建屋内の既存EPSや既存管路などが使用できない場合や、隠蔽が困難な場合は露出配線・露出配管など現況に合せた配管、配線としてよろしいでしょうか。	許可できる場所とできない場所があるので、設計の際に仙台市と協議願います。
62	浄水センターと貞山堀の敷地境界をご教示いただきたい。また、堀沿いの敷地に電柱を立てることは問題無いかも併せてご教示ください。	敷地境界について、必要であれば現地調査をしてください。また、NO. 56と同様に、貞山堀西側については、電柱の設置はできません。東側については、協議により建柱を許可できる場合があります。
63	一部敷地は境界未確定とのことだが、近隣の土地保有者との境界確認作業を仙台市側にて実施いただくことは可能でしょうか。	本事業において境界確定作業が必要な場所は想定しておりません。隣地との境界については、地積測量図を確認のうえ、必要に応じて現地調査を行ってください。
64	その他 各敷地の境界確定は着工前までに、市の費用負担にて行っていただくとの認識でよろしいでしょうか。	No. 63と同様です。

No.	質問	回答
65	令和7年1月24日に行われた現場説明会における、資料1、見学ルート③北側敷地～④の貞山堀沿の区間の配線は地上転がし配管で施工してよろしいでしょうか。	地上転がし配管は不可です。
66	本太陽光工事にて使用可能な施設全体の既設の配管やラックをご教示頂く事は可能でしょうか。	ラックについては、空いているものについては使用可能ですので、必要に応じて現地調査を行ってください。既設の配管については空きがないため使用不可です。
67	敷地内の樹木は必要に応じて伐採可能という認識で良いでしょうか。また、国有林の樹木について、枝が敷地にかからないよう管理者に適切に剪定いただくことは可能でしょうか。	本市敷地内であれば本市と協議の上、伐採することは可能です。国有林につきましても、林野庁等との協議となります。
68	太陽光発電所3箇所から高圧線にて既設QPへ接続する為、LBSやVCBや電盤の設置が必要となりますが設置可能場所・範囲のご指定頂く事は可能でしょうか。	2、3面であれば特高受電棟の屋上に設置可能と想定していますが、耐荷重の計算や防水を痛めない措置は必要になります。
69	特高受変電電気室にございました単結図の詳細な物を頂けますでしょうか。既に頂いている単結図では特高部分で申し上げますと「BM01～BM33」の記載がない為、左記の内容が図面上に反映されている物を頂くことは可能でしょうか。	電子データを提供します。
70	汚染処理棟の電気室にVCB盤を設置し、特高電気室にVCBを新設しない方法でも宜しいでしょうか。それとも特高電気室にVCBを新設し2次側系統を分けた方が宜しいでしょうか。	汚泥処理棟は、将来使用を停止する予定となっており、今回の事業で接続は不可です。
71	頂いた単結図に対して太陽光の内容を追記して、日立製作所様へ御見積のご依頼を行っておりますが、汚泥処理棟の単結図が古い物であるご指摘を頂いております。特高、汚泥処理棟、管理棟それぞれの最新の単結図を頂けますと幸いです。見積内容に大きく関わる内容となりますので、令和7年2月5日より前に頂くことは可能でしょうか。	汚泥処理棟は、将来使用を停止する予定となっており、今回の事業で接続は不可となるため、図面の提供はいたしません。その他管理棟等の単結図については別途電子データで提供します。
72	太陽光を低圧接続させるに当たり汚泥処理棟の詳細な単結図を頂く事は可能でしょうか。頂いている図面にてVCBの位置は確認できますが、トランスの位置・配置が分からない内容となっております。その為、汚泥処理棟単結図に記載のある「SM101～SM114」から更に下流の内容が分かる単結図を頂けますと幸いです。特に「400V変圧器①、400V変圧器②、200V変圧器③、照明変圧器④」については、必ず頂きたく存じます。またポンプ送風機棟2階の単結図につきましても追加で頂けないでしょうか。(EM1～EM32)	No. 71と同様です。
73	南蒲生浄化センター北側敷地の太陽光発電設備を頂いている図面以外の箇所とはなりますが、水処理施設の最寄りの電気室に繋ぎこんでも宜しいでしょうか。上記が可能な場合は「該当電気室の単結図」、「該当電気室を含んだ内容の全体配線図」を頂けないでしょうか。	水処理電気室への接続は可能です。単線結線図を提供します。配線図の提供については、数百冊の図面から該当する箇所を探す必要があるため、数週間から数か月の時間を要します。
74	電気室を訪れた際に浄化センター全体の単線結線図が掲示されていました。この全体の単線結線図では、ポンプ送風機棟2階電気室が示されていました。ポンプ送風機棟2階電気室の単線結線図をご提供いただくことは可能でしょうか。	電子データを提供します。
75	電気室を訪れた際に浄化センター全体の単線結線図が掲示されていました。この全体の単線結線図では、ポンプ送風機棟2階電気室が示されていました。ポンプ送風機棟2階電気室での時刻別(ないしは30分単位)使用電力量データの提供をご提供いただくことは可能でしょうか。	1週間分の電子データを提供します。

No.	質問	回答
76	令和7年1月24日に行われた現場説明会における、資料1、見学ルート③南蒲生浄化センター北側敷地の南側建物の高さ及び敷地からの距離がわかる資料をいただけないでしょうか。	水処理施設の高さについて記載のある資料を提供します。（距離についての資料はありません。）
77	「電力を供給できる状態にするものとする」とありますが、本事業の太陽光発電設備設置工事並びに既設受変電設備改修工事が完了し試運転などが完了した状態と考えてよろしいでしょうか。貴市との例えば電力供給契約等の締結などの事務手続きは別途と考えてよろしいでしょうか。（募集要項P13. ①）	お見込みのとおりです。
78	「電力を供給できる状態にするものとする」とありますが、本事業の太陽光発電設備設置工事並びに既設受変電設備改修工事が完了し試運転などが完了した状態と考えてよろしいでしょうか。貴市との例えば電力供給契約等の締結などの事務手続きは別途と考えてよろしいでしょうか。（仕様書P2(3) ①）	お見込みのとおりです。
79	<p>「対象施設の配電盤等設備に対して、改造又は機能追加等行う場合は、事業者は本市及び製造者と協議の上、製造者が実施するものについては依頼または委託することとし、その費用については事業者負担とする」とありますが、系統連系の保護継電器について、仙台市で、ご対応いただくものか、事業者で対応するものか、また、保護継電器（資産）の所有者は、仙台市となるのか、事業者になるのかご教示ください。</p> <p>系統連系の保護継電器は、東北電力ネットワークの判断により仕様を確定するため、本費用をPPA単価に織り込む場合、各事業者の前提条件の違いでPPA単価に価格差が発生し得るものと思料いたします。</p> <p>については、保護継電器の設置に関する対応が事業者となる場合、仙台市様と日立製作所様にて費用を調整のうえ、各事業者へ保護継電器の設置に係る費用をご提示いただきたく存じます。また、本事業において想定される保護継電器設置工事の納期は、2年近くかかることが想定されますが、納期の都合上、計画スケジュールから遅延となる場合の取り扱いについてご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統連系の保護継電器は、事業者の資産として設置いただきます。</li> <li>・現場説明会時にお知らせしたとおり、受電設備製造者に見積を徴収のうえ、費用を試算してください。</li> <li>・納期が遅延となる場合は本市との協議となりますが、本事業においては、国の交付金を活用することを前提としているため、遅延等の場合には、国との再協議が必要となります。</li> </ul>
80	<p>連系に伴う保護リレーの設置対象を特高側にご指定頂きありがとうございました。</p> <p>早速、現場説明会時に配布した資料2【補足事項】に記載された改造又は機能追加に関する問い合わせ先に連絡しましたところ、事業者から提示される仕様に基づき見積もるため、一定の期間を要し、さらに最終的には上下水道局との協議を伴うとのご回答でした。</p> <p>回答期間あるいは金額面でさらに公平性を担保するために、以下の条件設定あるいはご対応をお願いできれば幸いです。</p> <p>A) 改造費をPPA単価に含めない公募条件とし、契約時等にPPA単価に上乘せする。</p> <p>B) 公募条件として市が仕様と改造費を一律提示する（概算でも可）。</p> <p>既に自家消費費用の太陽光および水力発電所が導入されているので、前例に伴う系統保護対策が既に導入されていると推察しますが、これらを把握して流用する安価な提案とも見積取得は困難と考えます。そのため、上記のA又はBによる方法を希望します。</p>	ご要望について対応することはできません。現場説明会時にお知らせした受電設備製造者に見積を徴収のうえ、費用を算出してください。

No.	質問	回答
81	水処理上部に太陽光発電設備がすでに設置されています。この太陽光発電設備の発電電力が浄化センターで自家消費されている場合、すでに系統連系保護装置が設置されていると想定されます。すでに系統連系保護装置が設置されている場合、本PPA事業による系統連系に必要な改修・手続の内容が新規ではなくなります。この点についてのお考えをご教示ください。	既設太陽光発電設備は全て400V級であり、接続するフィーダーごとに当該保護装置が設置されています。今回の事業により、新規で保護装置を設置する必要はありません。
82	「太陽光発電設備等の設計にあたり（中略）必要な保護機能や、発電した電力を供給する設備（中略）事業者の負担とする」とありますが、例えば、既設中央監視システムについて、高圧しゃ断器の増設に伴う機能増設や発電電力量計測に伴うロギングなどの機能増設は事業者負担外としてよろしいでしょうか。（仕様書P4、5 6.）	事業者負担となります。増設遮断器の遠隔操作機能及び監視画面の機能の増設は求めますが、既設監視設備での電力計測及びグラフィックパネルの改造は求めません。
83	「遠隔監視システムは（略）対象施設内で監視できる」とありますが、事業者の遠隔監視システムに関する内容であり、対象施設の中央監視システムでの監視ではないとしてよろしいでしょうか。また、管理棟にモニターを設置、情報閲覧を希望されていますが校内LAN配線など利用可能でしょうか。（仕様書P4 5.（1）⑨）	お見込みのとおりです。既設構内LAN配線はありません。
84	太陽光発電設備設置に伴い必要となるものの内、委託先会社様への発注が必要となる、受変電設備改修工事、点検立会、毎年の保安業務等の項目、費用を明示いただけますでしょうか。	提案の内容に応じて、現場説明会時にお知らせした受電設備製造者に見積を徴収のうえ、費用を算出してください。

【設備の維持管理・運用に関わるもの】

No.	質問	回答
85	「電気主任技術者の資格保有者を含めること」とありますが、本事業の太陽光発電設備等の設計・建設時並びに維持管理運営時にも電気主任技術者は事業者側で配置するというのでしょうか。（募集要項P2 5.（2）②）	PPA事業者側で選任してください。なお、PPA事業で設置される太陽光発電設備については、当該浄化センターの電気主任技術者は関与致しません。
86	電気主任技術者は事業者が費用を負担する条件において、当該施設の電気主任技術者に依頼することは可能か？可能な場合は見積取得のため連絡先を開示して頂けないでしょうか。	No. 85と同様です。
87	本事業で追加する新規設備における電気主任技術者の配置について、既存設備に対し市が配置している電気主任技術者とさせていただくことについて協議の余地があるかをご教示ください。	No. 85と同様です。
88	・ 現場説明にて導入する太陽光発電設備は当該施設の電気主任技術者の管理範囲になるかは審査結果通知後の協議次第であるご回答頂いたと認識します。間違いありませんか。 ・ 通常は当該施設の電気主任技術者の管理範囲になる場合が多いと思いますので、その場合の事業者の負担額を例えば年500千円等、一律に公募条件として提示いただくことは可能でしょうか。	・ PPA事業に係る電気主任技術者の選任についての回答はNo. 85と同様です。 ・ 本事業では、PPA事業者が電気主任技術者を選任していただきますので、それを踏まえた提案としてください。

No.	質問	回答
89	電気主任技術者の取扱いについて、事業者にて電気主任技術者を設置した場合、1 需要場所に2名の電気主任技術者を設置することとなりますが、電気事業法上問題はないか、産業保安監督部に確認済みでしょうか。（参加資格について）	産業保安監督部に確認はしていませんが、「一需要地点・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」の電気事業法上の取扱い（電気保安）について（令和3年4月経済産業省保安グループ電力安全課）」より、電気事業法上の問題はないと認識しています。
90	電気主任技術者の選任が難しい場合、選任に係る要件緩和について協議いただけますでしょうか。（参加資格について）	事業者において電気主任技術者を選任していただきます。
91	電気主任技術者の取扱いによっては、事業者で実施する点検範囲が変更となりますが、事業者による点検範囲として基本指針がありましたらご教示ください。（電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様）	責任分界点の協議結果によって、双方の点検範囲を決定します。
92	「対象施設の配電盤等設備に対して（略）依頼または委託すること（略）費用については事業者負担とする」とありますが、事業者が発注・費用負担を行うこととなります。この場合の財産分界についてのお考えをご教示ください。（例：既設配電盤への保護継電器増設などは財産分界点の設定が困難と考えられること等）（仕様書P5 6. ⑨）	契約締結後、責任分界点を協議の上決定することとします。原則として、PPA事業で設置したものについては、PPA事業者の財産とします。
93	「対象施設の配電盤等設備に対して（略）依頼または委託すること（略）費用については事業者負担とする」とありますが、事業者が発注・費用負担を行うこととなります。この場合の責任分界についてのお考えをご教示ください。（例：既設配電盤への保護継電器増設などは責任分界点の設定が困難と考えられること等）（仕様書P5 6. ⑨）	No. 92と同様です。
94	「本市及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界（略）協議を行った上」とありますが、既設配電盤への保護継電器増設などは責任分界点の設定が困難と考えられること等、この場合の責任分界についての基本的小お考えをご教示ください。（仕様書P6 7. ①）	No. 92と同様です。
95	「原因が事業者による発電設備設置に起因する場合」とありますが、これは責任分界点が事業者による発電設備設置接続点であると想定することが可能です。既設設備の改修費用負担と責任・財産分界点について、詳細は実施予定者に選定後の協議によるとして、提案時点では提案者の想定として提案することよろしいでしょうか。（仕様書P6 7. ③）	No. 92と同様です。企画提案にあたっては、その時点での想定で提案してください。
96	「20%以上の低下が発生した場合において、低下の原因が提案時の過剰見込みなどの事業者の責めによるものである場合は提案通りになるように改善すること」とあるが、詳細設計や施工において発電容量が変更となる可能性がある。その場合、「提案時の想定年間発電量」は企画提案書提出以降に修正することは可能でしょうか。	想定年間発電量に変更が生じる場合は、速やかに本市に相談ください。なお、原則として、企画提案書に記載のPPA単価で事業を実施していただきます。

No.	質問	回答
97	<p>・「提案時の想定年間発電量と比較し、20%以上の低下が発覚した場合は、事業者において速やかに原因を調査し、改善策を本市に提示すること。」とありますが、南蒲生浄化センターの稼働状況により電気使用量が減少した場合は、対策対象外となりますでしょうか。</p> <p>・また「提案時の想定年間発電量」とは、事業期間平均の想定年間発電量で問題ないでしょうか。事業者の責めによらないパネルの汚れで発電量が低下した場合の対策は、仙台市で実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。（電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様について）</p>	<p>・南蒲生浄化センターの稼働状況により電気使用量が減少した場合は、対策対象外となります。</p> <p>・「提案時の想定年間発電量」については、お見込の通りです。</p> <p>・事業者の責めによらない発電量の低下については、別紙2リスク分担表の「本市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷」に該当するものは、本市の負担となります。</p>
98	<p>「事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする」とありますが、どのようなケースを想定されているか具体例がありましたらご教示ください。例：発電量が計画値（想定値）に満たない場合、系統からの買電単価との差額補填など。（電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様について）</p>	<p>例えば、企画提案書に記載した想定年間発電量に満たない場合、発電量の減少に伴うPPA料金収入の減少分などを想定しています。</p>
99	<p>保守・点検内容について、本設備の電気工作物保安規程等がありますでしょうか、またある場合、その内容に太陽光発電設備は合致している必要がありますでしょうか。（仕様書P7 7.）</p>	<p>PPA事業の電気工作物保安規程はありません。</p>
100	<p>「対象施設の職員等の立ち合い・作業に係る費用は事業者の負担とする。」とありますが、各事業者間において、同一の前提条件にて設計するため、費用について、ご教示ください。例：〇〇円/時間、〇〇円/人日（電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様について）</p>	<p>現場説明会時にお知らせした受電設備製造者に見積を徴収のうえ、費用を算出してください。</p>
101	<p>事業者が導入する太陽光発電等の日常点検、あるいは除草作業等を当該施設の指定管理者等に委託できないか検討しています。直接コンタクトできる場合は、窓口を開示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>事業実施予定者の選定後、協議とさせていただきます。</p>
102	<p>「対象施設で供給を受けられない場合（略）取扱いを決定」とありますが、「対象施設で供給を受けられない場合」の想定ケース、発生頻度、継続期間など、現状で想定される内容をご教示ください。（仕様書P13.（1）⑦）</p>	<p>年1回、受電設備及び送電元（東北電力ネットワーク）の点検のため停電し（最大12時間程度）、非常用自家発電機から給電しますので、そのタイミングで太陽光発電設備を停止します。また、その他の工事等により年数回、同様の停電を行う場合があります。</p>
103	<p>「事業者は、運用期間終了後（略）撤去」「事業者は、（略）無償譲渡」とありますが、運用期間終了後の発電設備の状況により、本事業の再契約については対象外としてよろしいでしょうか。（仕様書P13.（1）④、⑤）</p>	<p>仕様書に記載の通り、現時点においては、「撤去」又は「無償譲渡」のいずれかを想定していますが、運用期間終了後の再契約について、将来的に協議することは可能と考えております。</p>
104	<p>「事業者の負担により撤去」「本市から無償譲渡求め」とありますが、運用期間終了後の発電設備の状況により、本事業の再契約については対象外としてよろしいでしょうか。（仕様書P7 8. ②）</p>	<p>No. 103と同様です。</p>

No.	質問	回答
105	「事業者は、運用期間終了後、発電設備を速やかに撤去する」とありますが、野立て基礎など、設置状況によっては、撤去に時間を要することが懸念されます。よって実際の撤去時期について協議いただくことは可能でしょうか。（仕様書P1 3. (1)）	運用期間終了後の設備の撤去時期については、協議可能です。
106	「事業者は、運用期間終了後、発電設備を速やかに撤去する」とありますが、事業期間が終了する20年先の撤去費用を現時点でPPA単価に織り込むことは難しく、パネルリサイクルに係る関係法令等が今後制定された場合の影響も懸念されます。よって期間終了時点で、あらためて撤去費用について協議いただくことは可能でしょうか。（仕様書P1 3. (1)）	企画提案書では、現時点で想定される撤去費用（リサイクル費を含む）で試算してください。
107	運用期間終了後は、市の要望により無償譲渡する仕様となっておりますが、運用期間終了時の残存簿価が1円になる見込みのため、簿価（1円）にて市に買取りいただく提案は認められるのでしょうか。	仕様書に記載のとおり「無償譲渡」としており、有価での買取りは想定しておりません。

#### 【リスク分担に関わるもの】

No.	質問	回答
108	「別紙2 予想されるリスクと責任分担 共通-不可抗力」について、天災・暴動等による事業の継続が困難な状況に陥った場合、再構築をしない前提での提案を行ってよろしいでしょうか。	再構築をしない場合には、企画提案書において、条件及び再構築しない旨を明記してください。
109	事業採算性を評価するにあたり、期間途中で仙台市の都合により終了する場合のリスク分担は、別紙2で定めるとおり仙台市との認識でよろしいでしょうか。（「共通」事業の中止・延期について）	お見込みのとおりです。
110	工事が遅延した場合、事業者がリスクを負担すると認識しておりますが、資材納期に期間を要する場合、仙台市および南蒲生浄化センターとの停電調整が不調となった場合、および排水計画等の法令対応期間を要する場合等、設置期限日（令和9年1月29日）の延伸や太陽光発電設備の供給開始日を協議いただくことは可能でしょうか。 特高設備用の保護継電器の資材納期に長期間要する状況にあり、審査結果の通知（令和7年3月31日）以降、速やかに発注しても期間内での完成が困難と懸念されます。（「工事段階」工事遅延・未完工について）	ご質問のような事由が発生した場合には、設置期限日の延伸や太陽光発電設備の供給開始日を協議することは可能です。
111	工事が遅延した場合、事業者がリスクを負担すると認識しておりますが、遅延によるペナルティがあるということでしょうか。ペナルティがある場合、どのようなペナルティをお考えでしょうか。（「工事段階」工事遅延・未完工について）	工事遅延等による直接的なペナルティ（費用負担等）は想定しておりません。本事業においては、国の交付金を活用することを前提としているため、遅延等の場合には、国との再協議が必要となります。

No.	質問	回答
112	<p>・天候不良による発電量の減少は、事業者負担とありますが、南蒲生浄化センターの稼働状況に起因して発電量が減少した場合は、仙台市の負担として整理可能でしょうか。</p> <p>・事前に事業期間最終年度の想定発電量（＝パネル劣化率を考慮したベースライン電力量）を協議のうえ設定させていただき、これを下回った場合、原因者（仙台市）が負担するという条件でも可能でしょうか。（「維持管理関連」天候不良について）</p>	<p>・事業者の責めによらない発電量の低下に係る取扱いについては、別紙2リスク分担表の「本市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷」に該当するものは、本市の負担となります。</p> <p>・なお、現時点で施設の電力需要を上回る発電量は想定していないため、ベースライン電力量の設定は考えておりません。No. 126の回答も併せてご確認ください。</p>
113	<p>事業期間中において、浄化センター設備の運用変更等によって電力需要の著しい減少に伴う、発電設備の大幅な運用変更が生じた場合は、別紙2「予想されるリスクと責任分担」における、「不可抗力」に該当すると整理し、提案単価の変更等について協議できる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>浄化センター設備の運用が変更される場合でも十分な電力需要があるものと考えておりますが、不可抗力に該当するか否かは、その際の電力需要の減少量を踏まえて判断・協議させていただきます。なお、原則として、企画提案書に記載のPPA単価で事業を実施していただきます。No. 126の回答も併せてご確認ください。</p>
114	<p>省エネ改修や規模縮小等で施設需要が縮小し、発電電力の20%以上余剰電力が発生する場合はPPA単価見直しについて協議の余地があるかご教示ください。</p>	<p>現時点において、施設の電力需要の大幅な減少は想定しておりませんが、本市の都合による予見不可能な電力需要の著しい減少があった場合は、協議させていただきます。No. 126の回答も併せてご確認ください。</p>

#### 【その他】

No.	質問	回答
115	<p>火災保険、地震保険、賠償責任保険に加入することとあるが、それぞれの保険範囲について具体的に明示していただけないでしょうか。</p>	<p>保険の範囲について、指定はありません。募集要項及び仕様書を踏まえ、提案してください。</p>
116	<p>地震・津波など天変地異が原因で損害が発生した場合、免責とする動産総合保険が多く、地震保険を付保する場合、保険料が高額となりPPA単価が上昇いたします。地震保険の加入は必須条件でしょうか。事業者判断で、加入するか否かを判断し、補償範囲をご提案することでも問題はないでしょうか。</p>	<p>No. 115と同様です。</p>
117	<p>事業者が加入する損害保険につき、地震保険への加入は必須でしょうか。最近の動向等を鑑み、保険会社によっては引受制限等で付保できない可能性もあるかと想定します。また、地震保険非常に高額な保険料となることから提案単価への影響もあると思慮します。提案単価の評価では、地震保険付保による事業継続性への影響も鑑みて評価されるのでしょうか。</p>	<p>No. 115と同様です。 地震保険等の加入は必須ではありませんが、速やかに復旧できる体制等について、評価基準「⑥事業期間中のリスク等への対応」として評価します。</p>
118	<p>南蒲生浄化センターを対象とした現在の地震保険等の加入状況および保険会社を教えてください。 南蒲生浄化センターの現状の簿価についてご教示ください。 南蒲生浄化センターのPML（Probable Maximum Loss：建物の使用期間中に予想される最大規模の地震に対して予想される最大物的損失額の再調達額）をご教示ください。</p>	<p>PPA事業に関連した質問ではないため、回答は差し控えさせていただきます。</p>
119	<p>現場説明会で現地を視察した際に、浄化センター入り口付近に「消化ガス発電設備工事」との看板がありました。この消化ガス発電設備の規模、発電電力の用途・接続先、稼働開始時期についてご教示ください。</p>	<p>消化ガス発電設備の発電電力は全量売電となります。その他は、PPA事業に関連した質問ではないため、回答は差し控えさせていただきます。</p>

No.	質問	回答
120	<p>現場説明会で現地を視察した際に、浄化センター入り口付近に「消化ガス発電設備工事」との看板がありました。この消化ガス発電設備の導入に関連して、系統連系に必要な改修・手続が行われると想定されます。消化ガス発電設備による系統連系に必要な改修・手続と本PPA事業に関連した系統連系に必要な改修・手続が重複することも考えられます。この両者の改修・手続きについてのお考えをご教示ください。</p>	<p>消化ガス発電設備と本事業は別事業であり、それぞれの事業者にて改修・手続きを行っていただきます。</p>
121	<p>消化ガス発電設備との干渉について 南蒲生浄化センター構内で一部自家消費する場合、太陽光設備の系統連系申請の際に、消化ガス発電設備側との協調が必要となります。 南蒲生浄化センターでは、消化ガス発電設備を導入される計画がありますが、全量売電でお間違いないでしょうか。</p>	<p>全量売電となります。</p>
122	<p>既存太陽光設備の電気図面、機器仕様、系統連系に関する資料を共有いただけないでしょうか。</p>	<p>既設設備の太陽光接続箇所の関係図を電子データで提供します。なお、保護継電器の取扱説明書は以下の型式のとおりです。 (三菱電機：CPP1-A01D2)</p>
123	<p>事業者が設置する太陽光発電設備は、系統へ逆流しない設計とするため、監視装置による発電量制御および保護継電器による制御が働く設計となりますが、既設太陽光発電設備については、保護継電器による制御のみ対象で問題ないでしょうか。(既設太陽設備の制御について)</p>	<p>既設太陽光発電設備保護継電器の制御については、今回のPPA事業対象外であり、契約締結後必要に応じて協議いたします。</p>
124	<p>「太陽光発電設備等の設計にあたり(中略)必要な保護機能や、発電した電力を供給する設備(中略)事業者の負担とする」とありますが、今後、既設受変電設備の改修工事(あるいは更新工事)が予定(または想定)される場合、その契約や時期をご教示ください。(仕様書P4、5 6.)</p>	<p>現在、ケーキ受入棟及び汚泥処理用水棟の受変電設備等の更新工事を施行中(令和6~8年度)です。また、今後自家発電機の更新工事を予定(令和7~9年度)しています。</p>
125	<p>工事期間中に施設内で調整が必要な他の工事は予定されているでしょうか。</p>	<p>大型案件として、自家発電機更新工事及び消化ガス発電事業があります。その他、整備工事を年に数件発注しているため、調整が必要になる場合があります。</p>
126	<p>現時点で大規模な浄化センター施設の改修工事の計画はありますでしょうか。また、事業期間に渡って、下水処理量の変動等により電力需要が変化する見込みは現時点でありますでしょうか。</p>	<p>非常用自家発電機設備の更新を予定(令和7~9年度)しています。また、汚泥処理設備の再構築を計画しており、当該工事が完了した場合は電力需要が減少すると考えています。ただし、今回の事業で設置する太陽光発電容量であれば、全量水処理設備で消費できるため、特に影響はないものと考えています。</p>